

[書評]

ジョゼフ・カレンズ

『不法移民はいつ＜不法＞でなくなるのか』*

樽本 英樹

1. 本書の構成と特徴

法に反して滞在している移民の法的地位を合法化すべきだろうか。もし合法化すべきだとするとどのような基準で行えばよいのだろうか。これらの問いは、国境を越える移動がきわめて活発化している「国際移民のグローバル化時代」には簡素ながらきわめて緊要な問いである。換言すれば、非合法移民の合法化問題は合法移民と非合法移民との境界をいかに引き直すかという問題である。

ただ、非合法移民の法的地位の合法化は日本ではあまり知られていないテーマであろう。日本はいまだ非合法移民の一斉合法化、いわゆるアムネスティ（恩赦）を実施したことがない。しかしヨーロッパ諸国において、例えばイタリアは、少なくとも1980年代半ばから2000年代初めにかけてほぼ五年ごとにアムネスティを実施してきた。そして本書の対象であり大量の非合法移民をかかえるアメリカ合衆国では、ドナルド・トランプ政権になってからDACA⁽¹⁾プログラムの廃止が取りざたされ、論争が巻き起こったことが示唆するように、非合法移民の合法化は大きな問題である。1986年移民改革統制法でメキシコとの国境の管理強化や非合法移民と知った上で雇用した者への処罰などと共に、五年以上滞在したことを証明した非合法移民の地位を合法化するアムネスティ条項が定められた。国境を越える移動がますます活発になっている現在、国民国家が国境管理を強化する動きも相まって、非合法移民の合法化は世界的なイシューとなっている⁽²⁾。

したがって、論争的なイシューを扱うことで有名な『ボストン・レビュー (Boston Review)』誌が非合法移民の合法化をテーマとして取り上げたのはきわめて納得のいくことである。本書は、同誌が2009年に出版したジョゼフ・カレンズ (Joseph Carens) による問題提起とそれに続く移民研究者六名のコメントを一冊にまとめたものである。 *Immigrants*

* ジョゼフ・カレンズ著、横濱竜也訳『不法移民はいつ＜不法＞でなくなるのか：滞在時間から滞在権へ』白水社、2017年。

(1) 「幼少期に米国に到着した移民への延期措置 (Deferred Action for Childhood Arrivals)」の略称。

(2) 非合法移民を含む国際移民の状況および各国の政策などについては以下を参照。樽本英樹『よくわかる国際社会学(第2版)』ミネルヴァ書房、2016年。

DOI : 10.14943/jbr.8.141

*and the Right to Stay*と題された2010年刊の原著⁽³⁾は、新書版程度の大きさで余白の広い114頁のコンパクトな本である。しかしその中身はきわめて論争的で実践的にも学術的にも示唆に富む指摘を持つ。

本書は、評者の専門である社会学に対しても学術的な意義を持つだろう。社会学には、記述的アプローチ、説明的アプローチ、規範的アプローチの三つがある。そのうち、規範的アプローチがどのような社会状態が望ましいかを考察するものであるけれども、近年とみに期待されているにもかかわらず未だ発展途上にある。非合法移民の法的地位を合法化すべきかという問いに社会学がいかに規範的な答えを導くことができるのかを考える糧を、本書は与えてくれる。特に、どのような道德論・正義論的示唆が与えられうるのか期待される。

さらに日本語版は、原著を日本語で読めるようにしただけではなく、後半に訳者による解説と読書案内そして日本の法哲学者三名による座談会を紙幅全体の半分以上を割いて収録している。この意味でかなり風変わりな図書と言うことができるだろう。原著の日本語訳に続く本書の後半の内容は、日本や他国の移民・出入国管理政策一般に触れるなど多岐にわたり、少々拡散している。そこで、非合法移民の合法化に関するカレンズとその他六名の主張に絞って見ていくことにしよう⁽⁴⁾。

2. 「滞在年数」という合法化の基準

まず、カレンズはどのような主張を展開しているのであろうか。カレンズは元々、移民の自由を人権として保障しようという国境開放論を主張していた。移動の自由は人々自らが選択した人生計画に従って自律的に生きるために不可欠であり、移動を規制すると生まれた場所によって社会的地位にアクセスする機会に格差を設けることになるため公正ではない。先進諸国が発展途上国から移民を受け入れると、貧困から脱する機会を与えるという意味で分配的正義を実現するきっかけになるという⁽⁵⁾。しかし、現状では国境開放論に反対する声は大きい。そこで、非合法移民を合法化するより現実的な根拠は他にないかと考察を進める。非合法移民は脆弱な存在であり、通常の生活を送っていたとしても、常に退去強制の恐れに不安を抱いている。したがって、リベラル・デモクラシーの下では、一定期間滞在した後、合法的な滞在資格を与えられるべきであると主張するのである。

ここでカレンズが道德論・正義論的根拠として強調するのは経過した滞在期間である。滞在期間が長くなるほど、非合法移民の社会的メンバーシップの道德的重要性が高まり、

(3) Joseph H. Carens, *Immigrants and the Right to Stay* (Cambridge, MA: The MIT Press, 2010).

(4) 国際移民問題に関して訳者が触れている非合法移民の合法化以外の論点に関しては、評者はいくつかの学術論文で論じている。また、日本の移民・外国人政策を考察するために訳者が引用している上野千鶴子の新聞紙上での発言に対する評者の批判的注釈は、一般読者向けのきわめて短いものではあるけれども以下を参照のこと。樽本英樹「<魚眼図>人口減少と移民受け入れ」『北海道新聞』2017年3月7日夕刊。

(5) Joseph H. Carens, *The Ethics of Immigration* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2013), pp. 227–228.

永住する法的権利やそれに付随するすべての権利を「道徳的に要求できるようになる」と表現しているのである。もし窃盗や殺人など罪を犯していなければアムネ스티を与えられるべき滞在期間は五年から七年であると具体的な年数にも言及する。もちろんここで、社会的メンバーシップの内実である社会的紐帯の広がりや強さをどう確証するか、どの程度共同体に帰属しているとどうやって検証するかといった問題が生じるけれども、これらの判断を国家当局に委ねてしまうと、効率性や個人の尊重という観点から問題が生じる。特に、国家は非合法移民の滞在を助長する共犯者的な面も持っているから、国家が非合法移民の合法化の是非を判断する権限を濫用すべきでない⁽⁶⁾。むしろ、滞在年数で一律に決めた方がよいというのである。

3. 「滞在年数論」への反論および補足

3.1 低学歴市民に対する悪影響

このような滞在期間を勘案せよというカレンズの提唱は、非合法移民の合法化問題に対する明快な処方箋ではありながらも、同時に反論を引き起こすであろうことも十分予想される。非合法移民の合法化自体に真っ向から反対意見を表明しているのはキャロル・M・スウェイン(Carol M. Swain)である。

スウェインの主張は簡潔である。非合法移民の合法化は合衆国生まれの低学歴者、たとえば黒人、ヒスパニックそして白人労働者に対して悪影響をもたらす。なぜなら、合法化された非合法移民によって低技能・低賃金の職を奪われ、失業してしまう可能性が高いからである。したがって、非合法移民に対してはその地位を合法化するのではなく、罰金を科したり母国へ追放したりすべきである。そして非合法移民は合法的な移住を待つ列の最後尾に並ぶべきだという。

スウェインの主張は非合法移民に対して非寛容な態度をとる者たちが頻繁に語る言説とかなり重なっており、かつその素朴さをも共有している。まず、カレンズが反論しているように、ある恵まれない人々を救うために別の恵まれない人々を犠牲にしたり、お互いを対立させたりというやり方は、道徳的に認められないものであろう。またカレンズが本書の後に発表した著作で明確に述べているように、単純労働移民が合法的に入国し滞在するための「列」が合衆国において事実上ほとんど存在しないとしたら、「列の最後尾に並べ」というのは適切な主張とは言えないであろう⁽⁷⁾。さらに、移民と多数派の間で職の競合が起こっているという主張は一般によく行われるけれども、少なからぬ既存研究で否定されており慎重な検証が必要である。

さらにスウェインが抱かせる最も大きな疑問は、彼女の主張がどのような道徳的根拠に

(6) ただし、国家が非合法移民の入国と滞在に手を貸しているという国家共犯説についてカレンズはより慎重になるべきだと後の著作で強調している。Carens, *The Ethics of Immigration*, pp. 152-154.

(7) Carens, *The Ethics of Immigration*, p. 154.

立っているのかというものである。単に、多数派の一部が「失業など不利益を被る可能性がある」だけでは政策論としてはあり得ても、道徳論・正義論としては弱いのではないかと率直に思ってしまう。

3.2 人種差別、移民政策の効果、犯罪歴という観点

スウェイン以外の五名の論者は、多かれ少なかれ非合法移民の合法化に同意している。ただし、滞在年数論への態度にはかなりの温度差がある。カレンズの主張に対して補足意見や修正意見を提出しているのは、メイ・M・ナイ (Mae M. Ngai)、ダグラス・S・マッセイ (Douglas S. Massey)、そしてジーン・ベスキー・エルシュテイン (Jean Bethke Elshtain) である。

ナイは、カレンズのようにリベラル・デモクラシーに倫理的にコミットして非合法移民の合法化の是非を考えることは重要だとしながらも、歴史に目を向けることも必要だという。アメリカ移民史を見るとすぐに気づくことだが、移民規制が厳格化される時には合法化が付随してきた。また、移民の受け入れおよび合法化は平等主義的に行われてきたわけではなく、人種に基づいて差別的に運用されてきたのである。カレンズのいう五年から七年の滞在年数に基づく合法化は、この二点目、つまり、人種差別的待遇には陥りにくいより道徳的なやり方と言えるかもしれない。

マッセイは、移民政策のジレンマに言及している。非合法移民はいかにして創出されるのか。それは、合法的な移動を制限することで創出されるのである。アメリカ合衆国における非合法移民の核心はメキシコ人である。メキシコ人の多くが合衆国に永住する意図はない。北米経済統合が深化している現在、移動の合法化を進めることで非合法移民の問題を緩和できる。特に、永住ビザの発給を増加し一時労働ビザを再開するべきであり、いわゆる「国境の軍事化」は問題の解決につながらないという。マッセイの主張は道徳論・正義論というよりは政策論的な解決の重要性を主張していると言えよう。

エルシュテインもカレンズに共感しつつ、国家主権に配慮しなければならないという。すなわち主権国家であれば、誰に入国許可を与えるか決め、正規の資格なく居住する移民を拘束し強制退去させる権利がある。したがって国家主権の下、国家は非合法移民のうち誰を合法化するかを決める権利を持つ。カレンズの提唱する五年から七年の滞在年数で一律に合法化する方法は、違法薬物に手を染めたり、ギャングになったり、盗品売買を行ったりする者の地位も合法化することになる。そこで国家は、法に反して滞在していること以外は法に違反していない人々のみを合法化すべきだということのである。

ただし、これには難点がつきまとう。第一に、国家当局には合法化の対象者を判別する技能、配慮、そして慎重な手続きが求められる。この点は、カレンズが「当局に権限を委ねてはならない」と明確に否定しているものであり、当局がいかにしたら道徳的に振る舞

えるかを考えなくてはならない。第二に、自由と法の遵守に対する熱意を持つ者こそにアムネ스티を与えるべきだというものである。エルシュテインは、このような者を識別するために、合法化の対象となるべき者が市民権クラスを受講し、受講内容についての試験に合格することを求め、アメリカ市民になることを宣誓する必要があるというのである。この後者の点は、近年少なからぬ国々が帰化手続きの一環として導入した制度に近く、その制度は多くの批判を受けてきている。市民権クラスなどがどのような意味で道徳論・正義論的に正当化されるのか検討を要する。

エルシュテインの考えは、訳者が本書の解説の中で示している提案と近い。訳者はカレンズが提唱する滞在年数による合法化付与は、本書の執筆前にカレンズが主張してきた開放国境論への批判に迎合しすぎており、移民の自由を十分保障しないという。そこで、移民の言語能力、政治文化への適応、就労や納税によるホスト社会への貢献など考慮した上で、合法化を決定すべきだというのである。そしてこのような制約は「正義に適う」という。ただし具体的にどのような手続きで考慮と合法化の決定を行えばよいかは明確にされていない。やはり市民権テストなどを想定しているのであろうか。しかしいずれの手続きを用いようと、エルシュテインの触れた二つの難点が伴ってくることであろう。また、訳者はいくつかの道徳論・正義論の考え方を紹介しており、そのうちライアン・ペヴニック(Ryan Pevnick)に依拠して上記の制約が「正義に適う」と主張しているけれども、どのような意味で「正義に適う」のかはアドホックな立論のような印象がある。政策論ではなく道徳論・正義論として何が望ましいのかを確定するために、そのための基準を事前に議論する必要はないのだろうか。

3.3 滞在年数論への内在的批判

カレンズの滞在年数論に対して内在的批判も提出されうるであろう。前述のとおり、滞在年数論の要点は、滞在年数が長くなると社会的メンバーシップが強化され、合法化への道徳的要求が高まるというものである。「道徳的要求(moral claim)」が何を指すのか考えるべきでもあるけれども、その前段階である、社会に一定期間居住すると社会に愛着や紐帯や一体感をより持つようになると一律に仮定できるのだろうか。社会学者だったら、社会的メンバーシップの内容に疑問を持ち、その構成要素を操作化して明確化しようとするであろう。そして、社会的メンバーシップはどのような意味で移民管理に関する国家主権を無にする力を持つのかを提示しようとするであろう。

政治哲学的な観点から滞在年数論に厳しい批判を行ったのが、リンダ・ボズニアック(Linda Bosniak)である。ボズニアックにとって、カレンズは移民の自由を擁護する開放国境論から退却し、説得的な社会批判を放棄してしまっている。特に、滞在年数論は時間を強調しすぎている。何年滞在で合法化の資格を得られるか、その線引きは恣意的である。

必ずしも時間はホスト社会で移民がつくり上げた親密な関係や利害関係の理想的な代替指標とも言えない。このような主張に付随して以下の二つの点が導かれる。

第一に、滞在年数論はその時間を満たさず基本的諸権利を十分行使できない非合法移民を排除する論理に転じてしまいかねない。すなわち、規定の滞在期間を満たした移民の権利保障を可能にするのと同時に、満たしていない移民に対して行使される国家の退去強制権限を支持してしまっているというのである。確かに、五年から七年という滞在期間を満たしていない移民たちの道徳的位置づけについて、カレンズは明確に言及していないように見える。

第二に、カレンズは国家による形式的な法的メンバーシップとホスト社会において移民たちが醸成する実態的な社会的メンバーシップを分けているけれども、後者の発展は前者の有無に強く依存している。移民たちは、ホスト社会のリベラルな法的ルールに基づいて社会的メンバーシップを発展させることができるというのである。

それでは、非合法移民の諸権利をすべて否定すべきなのだろうか。ボズニアックはそうではないという。彼女は、その理由をリベラル・デモクラシーに求めている。第一に、リベラル・デモクラシーは国内でカーストが制度化されることを許容しない。第二に、法が及ぶ領域で法に服して生活している以上、非合法移民に対しても基本権、安全、承認を与えなければならない。しかし、そもそもリベラル・デモクラシーはいかなる意味で非合法移民に対する道徳的基盤となりうるのだろうか。評者には、ボズニアックもまた、説得的な道徳論・正義論を展開できていないように見える。

3.4 道徳論の放棄と政策論の追求

以上のような事情から、道徳論・正義論として非合法移民の合法化を論じることに限界を主張する者も出ることであろう。T・アレクザンダー・アレニコフ (T. Alexander Aleinikoff) は、道徳論・正義論的アプローチへの懐疑を率直に表明している。

非合法移民を救済する道徳的理由としてカレンズが触れているのは、次の三つである。第一にメンバーシップに基づく要求であり、家族やコミュニティと引き裂かれることで人間としての繁栄を阻害されるという社会的メンバーシップに基づくものと、平等保護の観点から一部のみを排除するのは恣意的であるという法的メンバーシップに基づくものがある。第二に、何人も家族生活をおくれるべきだという家族統合の要求である。ただ、退去強制はこの要求を阻害するというよりも他国で家族統合を求めているにすぎないという。最後に、退去強制に伴う実害と不法入国の不正が釣り合うかどうかという「比例制」という問題がある。しかし、「不正」の程度や、比例制と道徳論との関係が曖昧であるという。

このような道徳的要求は曖昧であり、反対派も道徳的反論が十分可能に見える。そのためアレニコフは、道徳論・正義論よりも政策論を展開した方がより説得的で効果的では

ないかという。合衆国では1996年移民法で、非合法移民の国外退去免除の規定が厳しくなり、合衆国市民か永住者である近親者に「例外的できわめて尋常でない苦難」をもたらす場合のみ免除されることになった。この規定を1996年以前に戻し一般的な合法化プログラム、すなわちアムネステイを採用すべきだという。その根拠としてアレイニコフは、退去強制させるには大きなコストがかかり、コミュニティから反発が出てくることを挙げる。確かに合法化を行うことで非合法な入国や滞在への誘因をつくり出したり、社会給付対象者を拡大させたりといった懸念は存在するものの、非合法移民を搾取から保護し社会統合を促進することになるため、合法化の負担が便益を上回るとする。このようにコストと便益への着目が、道徳論・正義論というよりは政策論として展開すべきだというアレイニコフの含意である。ただ、アレイニコフ自身は政策論だということにもかかわらず、非合法移民の搾取や社会統合への言及は道徳論・正義論的な配慮も行っているようにみえる。道徳論・正義論と政策論は二項対立的に分けられるものではない可能性がある。

4. 合法化問題の道徳論・正義論的課題

合法移民と非合法移民との境界を引き直すべきなのだろうか。引き直すとしたらどのように行えばよいのだろうか。非合法移民の合法化に関して社会学がなかなか規範アプローチを展開できない中、道徳論・正義論的な提言という試みがなされている。本書はきわめてコンパクトにその射程を示し、社会学にも示唆を与えてくれている。

カレンズの主張の要点は、滞在年数論が道徳的・正義論的正当性をもたらす得るというものである。前述のとおり、カレンズは滞在年数が長くなるほど非合法移民の合法化への道徳的要求が高まるという。しかし他の論者たちの主張によれば、この「道徳的要求」とその根拠には曖昧さがつきまとっている。これを踏まえていくつかの示唆が得られる。

第一に、ある社会状態の望ましさを考察する際、理想主義的な道徳的・正義論と現実的な政策論を分けることには思考実験としての意味はあるだろう。実際カレンズは、自らが主張してきた開放国境論が理想主義的すぎて実効性に乏しいため、より実現可能性の高い滞在年数論の導入を主張した。しかし、社会的な視角から見ると、理想主義的とされる道徳的・正義論と現実的とされる政策論との区別は相対的なものにすぎない。現実にある行為者の能力や選好、国家の能力や選好、現状の制度の様態など、どこまで前提とし、どこまで変更可能なものとするか、どの程度実現可能な目標を設定するかなどによって、アプローチは理想主義的に見えたり現実主義的に見えたりするだろう。道徳論・正義論として展開しているつもりでも、以下で述べるように、その内実は社会における複数の行為者の選好を前提にせざるをえず、政策論に近づいていく可能性がある。

この点と関連して、第二に、アドホックな議論にならないよう道徳論・正義論または政策論のいずれに関しても、社会状態の望ましさを判定する基準を事前に検討してから考察

に入るべきであろう。その基準は、具体的な行為者の選好を無視して立てるわけにはいかない。社会学では周知のように、社会現象の考察は「二重の解釈学(double hermeneutics)」として行わざるをえない。すなわち観察者は、行為者の現実世界に関する理解をさらに理解するという形で社会を観察するしかないのである⁽⁸⁾。このとき、社会状態の望ましきの基準も、何らかの意味で行為者の判断を繰り込んだものにならざるをえない。

第三に、リベラル・デモクラシーにどこまで依拠して道徳論・正義論を語れるのかという問題である。社会には様々な行為者が存在し、社会状態に対する様々な選好を持っている。本書のどの論者も少なくとも暗黙のうちに前提としているリベラル・デモクラシーは、リベラリズムに基づく民主政であり、個人の心的自由を最優先で配慮する政治原理である。このリベラル・デモクラシーの下で、ある社会状態Aが別の社会状態Bより望ましいと主張することは、ある(一群の)行為者の選好を別の(一群の)行為者の選好よりも重視するという営みとなる。具体的には、五年から七年の滞在年数で非合法移民を合法化するという主張は、これが望ましいとする行為者の選好を国外退去が望ましいとする行為者の選好よりも重視することになる。そこで、なぜ重視してよいのかを立論するのが道徳論・正義論の課題となるだろう。しかし、少なくともカレンズたちはその立論に成功しているようには見えない。

最後に、ひょっとすると道徳論・正義論は社会に内属するどんな行為者にとっても望ましい「普遍的な道徳」を導こうとしているのかもしれない。つまり、どんな行為者にとっても非合法移民の合法化が望ましくなるような「普遍的な道徳」の提示を試みている可能性がある。しかし「神の視点」を獲得することはまさに神業であろう。ボズニアックらが強く主張しているように、滞在年数論は道徳論・正義論的に普遍的な主張になり得ていない。さらに、個人の内面の自由を最大限尊重するリベラル・デモクラシーの社会で「普遍的な道徳」を求めることは原理的に矛盾する可能性が高い。なぜなら、「普遍的な道徳」が個人の内面の自由を拘束することになりうるからである。もし強引に「普遍的な道徳」を導こうとすれば、リベラル・デモクラシーを否定することにもなりかねない⁽⁹⁾。

結局、非合法移民の合法化に関する規範的アプローチを道徳論・正義論として展開する

(8) Anthony Giddens, *New Rules of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies (second edition)* (Cambridge, UK: Polity Press) (邦訳: アントニー・ギデンズ著、松尾精文、藤井達也、小幡正敏訳『社会学の新しい方法規準: 理解社会学の共感的批判』而立書房、2000年)。

(9) ただし、リベラリズムには薄い道徳が常にそして力強く随伴している。それは、他者には寛容であれという「道徳」である。この意味で、非合法移民に対しても寛容であれという「普遍的な道徳」が抽出可能なものかもしれない。しかし他者への寛容と非合法移民とを論理的に結びつけるためには念入りな検討が必要だと思われる。例えば、クリスチャン・ヨブケは、移民などマイノリティをめぐって多文化主義を存在し続けさせ得るものとしてリベラリズムの力強さを強調しているが、その力はリベラリズムに内在する個人の尊重という規範ゆえであり、移民などマイノリティを擁護しようという「道徳」ゆえではないとする。Christian Joppke, *Is Multiculturalism Dead?: Crisis and Persistence in the Constitutional State* (Cambridge, UK: Policy Press, 2017)。

ことはいかにしたら可能なのだろうか。カレンズと六名の論者、そして訳者たちは、非合法移民の合法化を論じつつ、最終的にはリベラル・デモクラシーの下における道徳論・正義論の矛盾という難問に突き当たっている。当面は、訳者が紹介する道徳論・正義論の既存研究などを踏まえて議論の前提を定式化し、そこから論理を積み重ねて非合法化移民の合法化に関するアドホックな議論を乗り越えることが課題となろう。

(付記)本書評は以下の助成を受けて行われた研究の一部である。村田学術振興財団平成 29 年度研究助成「英国における過激主義の展開と多文化主義的社会統合政策に関する研究」(研究代表者 樽本英樹)、JSPS 科研費基盤研究(C)「国際移民の市民権リベラル化に関する国際比較研究」(研究代表者 樽本英樹、課題番号 17K04107)、JSPS 科研費基盤研究(B)「社会的境界研究の構築と移民トランスナショナリズムへの応用」(研究代表者 樽本英樹、課題番号 17KT003007)。

